

ADVICE-40-005-27 FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組みの使用

参照規準文書 FSC-STD-40-005 V3-1:

- 3.4, 3.5, 4.1 - 4.14, and 6.1 項
- 附則 A: 1.2, 1.5, and 2.1 項

ADVICE-20-011-19

承認日 2024年6月6日 FSC 理事会により承認

発効日 <FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織：
2024年7月1日

その他のすべての組織：2024年10月1日

移行期間終了日 2025年12月31日

注：<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織には適用されない。

範囲 本アドバイスノートは、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>に従い管理木材を調達している組織に適用される。

用語と定義 (リスク) **軽減措置 (Mitigation measure)** : 許容できない供給元から原材料を調達するリスクを軽減するために組織が取るべき措置。

注：FSC は、'control measure' (リスク回避・低減措置) という言葉を 'mitigation measure' (低減措置) という言葉に置き換える。<FSC-PRO-60-002a FSC 国内リスクアセスメントの枠組み>に従って作成された FSC リスクアセスメントで使用される用語「リスク回避・低減措置」は、本アドバイスノートで導入され、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に従って作成された FSC リスクアセスメントで使用される用語「軽減措置」と同義である。

無視できるリスク (Negligible risk) : リスク評価の結果、特定の地域からの原材料が許容できない供給源に由来すること、または原材料が、原産地に関するリスクレベルが無視できるとは確認できないような方法で、非適格なインプット原材料または原産地の異なる原材料と混合されていることのいずれについても、懸念する理由はないという結論。

注：FSC は、「低リスク」という用語を「無視できるリスク」に置き換える。「低リスク」という用語は<FSC-PRO-60-002a FSC 国内リスクアセスメントの枠組み>で使われている。

無視できるリスクの地域 (Negligible risk area) : 無視できるリスクの地域とは、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に従っ

たリスクアセスメントにより、原材料調達のリスクレベルが無視できると評価された領域を指す。

無視できないリスク (Non-negligible risk) : リスク評価の結果、許容できない供給源からの原材料が調達された、または特定の地理的地域からサプライチェーンに流入した可能性があるという懸念の根拠があるという結論。このリスクの性質と程度は、効率的な軽減措置を定める目的で特定される。

注：FSC は「特定リスク」という用語を「無視できないリスク」に置き換えている。「低リスク」という用語は、<FSC-PRO-60-002a FSC 国内リスクアセスメントの枠組み>で使用されていた。

無視できないリスク地域 (Non-negligible risk area) : 無視できないリスク地域とは、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に従ったリスクアセスメントを通して、原材料調達のリスクレベルが無視できないと評価された地域を指す。

未評価区域 (Unassessed area) : リスクアセスメントの対象となっていない区域。

注：上記用語と定義は本アドバイスノートのためにのみ使用される。

略語 **EUDR:** Regulation (European Union) 2023/1115 on deforestation-free products、森林破壊のない製品に関する規則(欧州連合)2023/1115

DDS: Due Diligence System、デューディリジェンスシステム

RA: Risk Assessment、リスクアセスメント

背景 FSC は、管理木材規格における転換に対処するための FSC 指針との整合、及び改訂された<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>への移行中における FSC システムの整合性を確保するため、及び<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール> (FSC 認証取得者が森林破壊のない製品に関する規則(欧州連合)2023/1115(EUDR)を遵守する取り組みをサポートするための自主的な任意追加規格) の導入を実施するために、本アドバイスノートを作成した。

アドバイス 1. 組織は、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>の附則 A、1.5 項及び 2.1 項に従った拡張企業リスクアセスメントを作成する際、または毎年見直しを行う際に、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に記載されているリスクアセスメントの指標を使用しなければならない。

注：FSC は、その識別を容易にするため、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>に記載されている指標と<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に記載されている指標との比較文書を提供する。FSC-PRO-60-006b において指標は、FSC-STD-40-005 におけるカテゴリー番号で参照される。

2. 組織は、DDS において、「低リスク」の代わりに「無視できるリスク」、「特定リスク」の代わりに「無視できないリスク」

という用語を使用しなければならない。これには、以下のものを含む。

- a. <FSC-STD-40-005 FSC 管理木材の調達のための要求事項>の 3.4 項に従い、輸送、加工、保管中のサプライチェーンにおける非適格材との混合リスクを評価し、記録する場合。

注：「無視できるリスク」は、混合リスクに関して 3.5 項で使われている、「リスクがない」という言葉の代わりに使用する用語でもある。

- b. <FSC-STD-40-005 FSC 管理木材の調達のための要求事項>の 6.1 項に従い、DDS の概要を書面にて認証機関に提出する場合。

注：<FSC-PRO-60-002a FSC 国内リスクアセスメントの枠組み>に従って作成された FSC リスクアセスメントは、<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>に従って作成された FSC リスクアセスメントに置き換えられるまで有効である。これらの FSC リスクアセスメントで結論づけられた「低」及び「特定」のリスク判定は、DDS ではそれぞれ「無視できる」及び「無視できない」と呼ばれる。

3. 組織は、DDS において、「リスク回避・低減措置 (control measure)」という用語の代わりに「低減措置 (mitigation measure)」という用語を使用しなければならない。これには、以下の場合を含む。
- a. <FSC-STD-40-005 : FSC 管理木材の調達のための要求事項>の 4 項に従い、原産地リスク及び混入リスクを回避又は軽減するための措置を実施する場合；
- b. <FSC-STD-40-005 : FSC 管理木材の調達のための要求事項>第 6.2 項に従い、その DDS の概要文書を認証機関に提出する場合。
4. <FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織には、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>の附則 A の 1.2 項は適用されない。
-